

議案第 57 号

市川市水防協議会条例の一部改正について

市川市水防協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市水防協議会条例の一部を改正する条例

市川市水防協議会条例（昭和 62 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条第 1 項」を「第 33 条第 1 項」に改める。

第 4 条第 3 項中「事故あるとき」を「事故があるとき又は会長が欠けたとき」に、「会長の指名した委員が、その」を「、その指名する委員がその」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

水防法の改正に伴い引用条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。